

第二十九号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第六条の四」を「第六条の五」に改める。

第六条第一項中「含む」の下に「。次条第一項において同じ」を加え、同条第二項中「その者の退職の日における」を「退職の日におけるその者の」に改める。

第六条の二及び第六条の三を次のように改める。

（給料月額の変額改定等以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第六条の二 退職した者の基礎在職期間（第八条第二項に規定する基礎在職期間をいう。）のうち東京都規則で定める期間中に、給料月額の変額改定（給料月額の変額改定をする条例等が制定された場合において、当該条例等による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。）その他東京都規則で定める事由以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額（当該減額日以後に給料月額の変額改定をする条例等が制定された場合にあつては、当該改定後の給料月額に相当する東京都規則で定める額とする。ただし、その額が減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。）のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額よりも多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

一 その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前条第一項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 退職の日におけるその者の給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前条第一項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の規定により計算した金額が、次の各号に掲げる同項第二号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をもつてその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

一 四十三以上 特定減額前給料月額に四十三を乗じて得た額

二 四十三未満 特定減額前給料月額に前項第二号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に四十三から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第六条の三 第五条第二項第一号の規定に該当する者（東京都規則で定める傷病により退職した者、通勤による災害により退職した者及び死亡により退職した者を除く。）のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者であつて、その勤続期間（第十条第一項から第五項までの規定により計算した在職期間をいう。次条第二項（同項の表を除く。）において同じ。）が二十五年以上であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から十年を減じた年齢以上であるものに対する前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六条第一項

以下同じ。）

以下同じ。）及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定

<p>第一号</p>	<p>月額</p>	<p>と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、職員の給与に関する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第六条の二第一項 第二号</p>	<p>前条第一項 給料月額に、</p>	<p>次条の規定により読み替えて適用する前条第一項 給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、職員の給与に関する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額の合計額に、</p>
<p>第六条の二第一項 第二号ロ</p>	<p>前号に掲げる額</p>	<p>その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前条第一項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</p>
<p>第六条の二第二項</p>	<p>前項の</p>	<p>次条の規定により読み替えて適用する前項の</p>
<p>第六条の二第二項</p>	<p>特定減額前給料月額</p>	<p>特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職</p>

第一号		<p>の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、職員の給与に関する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第六条の二第二項 第二号</p>	<p>特定減額前給料月額</p>	<p>特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、職員の給与に関する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額の合計額</p>
	<p>及び退職の日におけるその者の給料月額</p>	<p>並びに退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、職員の給与に関する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額の合計額</p>

第六条の四第一項及び第二項中「第六条の規定」を「第六条から前条までの規定」に改め、同条を第六条の五とし、第六条

の三の次に次の一条を加える。

(公務上の理由等により退職する者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第六条の四 第五条第二項第一号に規定する通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者(通勤による災害により死亡した者に限る。)及び同項第二号の規定に該当する者(これらの者のうち次項に該当するものを除く。)に対する第六条及び第六条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六条第一項	以下同じ。)	以下同じ。)及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
第六条第二項	前項 の給料月額	第六条の四第一項の規定により読み替えて適用する前項 の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
第六条の二第一項	前条の	第六条の四第一項の規定により読み替えて適用する前条の
第六条の二第一項 第一号	及び特定減額前給料 月額 前条第一項	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額 第六条の四第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項

第六條の二第一項 第二号	給料月額に、 給料月額に、 た額の合計額に、	給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額に、
第六條の二第一項 第二号口	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前条第一項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
第六條の二第二項	前項の	第六條の四第一項の規定により読み替えて適用する前項の
第六條の二第二項 第一号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
第六條の二第二項 第二号	特定減額前給料月額 及び退職の日におけるその者の給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額 並びに退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額

2 第五条第二項第一号に規定する通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者（通勤による災害により死亡した者に限る。）及び同項第二号の規定に該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職したものであつて、その勤続期間が二十五年以上であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から十年を減じた年齢以上であるものに対する第六條及び第六條の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第六条第一項</p>	<p>以下同じ。）</p>	<p>以下同じ。）、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（職員の給与に関する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第六条第二項</p>	<p>前項 の給料月額</p>	<p>第六条の四第二項の規定により読み替えて適用する前項 の給料月額、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（職員の給与に関する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>
<p>当該給料月額</p>		<p>当該退職の日におけるその者の給料月額、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（職員の給与に関する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>

第六条の二第一項	前条の	第六条の四第二項の規定により読み替えて適用する前条の
第六条の二第一項 第一号	及び特定減額前給料 月額	並びに特定減額前給料月額、特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、職員の給与に関する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額及び特定減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
第六条の二第一項 第二号	前条第一項 給料月額に、	第六条の四第二項の規定により読み替えて適用する前条第一項 給料月額、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、職員の給与に関する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額に、
第六条の二第一項 第二号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の

	第六條の二第二項		第六條の二第二項 第二号
	前項の	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額
同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前条第一項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額	第六條の四第二項の規定により読み替えて適用する前項の	特定減額前給料月額、特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、職員の給与に関する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額及び特定減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額	特定減額前給料月額、特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、職員の給与に関する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額及び特定減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
及び退職の日におけるその者の給料月額		並びに退職の日におけるその者の給料月額、退職の日におけるその者の	

るその者の給料月額

給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、職員の給与に関する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額

第九条第一項中「同項」を「同条」に改める。

第十四条の四第二項中「第六条の四」を「第六条の五」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例及び次項による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年東京都条例第十二号）の規定は、令和三年三月三十一日以後に退職した者に係る退職手当について適用し、同日前に退職した者に係る退職手当については、なお従前の例による。
（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）
- 3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を次のように改正する。
第六条中「第六条の三」を「第六条の四」に改める。

（提案理由）

職員の多様な働き方を支援するとともに、在職中の職責をより一層反映させるため、退職手当の基本額に係る特例を設けるほか、規定を整備する必要がある。